

平成 22 年 6 月 16 日

会員各位

社団法人 日本証券アナリスト協会  
会 長 稲 野 和 利

### 【第 38 回定時総会の決定事項】

6 月 16 日(水)開催の定時総会は、法人会員および個人会員の総数(23,446 名)の過半数の出席(議決権行使書提出者を含め 12,117 名)を得て成立し、議案はそれぞれ下記の通り議決されました。

#### 記

#### 議案 1 平成 21 年度事業報告書および決算の承認を求める件

本件は、出席会員の過半数の賛成(賛成 12,003、反対 114)をもって原案通り承認されました。

#### 議案 2 平成 22 年度事業計画書および収支予算の承認を求める件

本件は、出席会員の過半数の賛成(賛成 11,909、反対 208)をもって原案通り承認されました。

#### 議案 3 代議員制度の導入のための定款の一部変更に関する件

本件は、出席会員の 3 分の 2 以上の賛成(賛成 11,824、反対 293)をもって原案通り変更することが議決されました。

なお、会員の方々には代議員選挙にあたっての実施方針や具体的運用方法等をその都度ホームページ、証券アナリストジャーナル、メールでご案内いたしますが、今後の予定は概略以下のとおりです。

- (1) 当協会の主務官庁である金融庁に対し定款の一部変更認可申請をしますが、この認可が前提となります。この場合、本定款の変更は、主務官庁の認可のあった日からの施行となります。
- (2) その後、理事会において「代議員選挙等に関する規程」を決定し、選挙管理委員会を設置。
- (3) 「選挙管理委員会」において選挙の運用方法等の詳細を決定し、その内容を全個人会員・法人会員に案内(ホームページ、証券アナリストジャーナル等)。
- (4) 代議員立候補者募集開始(ホームページ、証券アナリストジャーナル等で案内)。

#### 議案 4 「会費規程」の一部改正に関する件

本件は、出席会員の過半数の賛成(賛成 11,683、反対 434)をもって原案通り改正することが議決されました。規程の改正内容は以下のとおりで、平成 23 年 4 月 1 日から施行することとする。

- (1) 法人会員・賛助会員の年会費を 50,000 円以上から 100,000 円以上に引上げる。
- (2) 個人会員の会費について、満 65 歳に達した日の翌年度以降は、現行の年額 18,000 円から 12,000 円に引下げる。

以上